

事 務 連 絡

令和5年 2月13日

公益社団法人 全日本不動産協会会員 各位

伊東市長 小野 達也

伊東市立地適正化計画の策定について

春寒の候、日頃は当市の都市計画行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、急速に進む人口減少や少子高齢化を踏まえ、住民にとって安心して快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を可能とするために、居住及び都市機能の誘導や公共交通等と連携した取組を推進し、コンパクトな市街地の形成を図る伊東市立地適正化計画を策定する運びとなりました。計画の公表は、令和5年3月31日を予定しております。

計画の公表に伴い、都市再生特別措置法第81条第15項及び同法第88条に基づき届出義務が生じることとなります。この届出業務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象となることから、計画の公表に先立ち、公益社団法人全日本不動産協会の会員の皆様にも事前にお知らせさせていただきます。

なお、伊東市立地適正化計画の詳細につきましては、伊東市ホームページにて掲載しておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

<伊東市ホームページ>



立地適正化計画の
事前周知について

担当 伊東市役所

建設部都市計画課

主査 鈴木聡太郎

☎ 0557-32-1781

✉ toshikei@city.ito.shizuoka.jp